

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託において、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1)業務名

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託

(2)委託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)

(3)受託業務の内容

別紙福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4)業務委託期間 契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

3 提案価格上限額

1,970,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 スケジュール

(1)公募開始 令和7年3月27日(木)

(2)質問の受付期間 令和7年3月27日(木)から令和7年4月2日(水)17時(必着)

(3)質問に対する回答 令和7年4月7日(月)

(4)参加意向申出書の提出期限 令和7年4月11日(金)17時(必着)

(5)企画提案書等の提出期限 令和7年4月18日(金)17時(必着)

(6)プレゼンテーション審査会 令和7年4月25日(金)予定

(7)審査結果通知 令和7年5月2日(金)予定

5 プロポーザルに係る参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(3)破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4)福島市の令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の「企画制作等業務」に登載されている者

であること。

(5)参加意向申出書の提出時において、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。

(6)次のいずれにも該当しない者であること。

①役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしていると認められるとき。

③役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8)法人であること。

6 募集要項等の交付

募集要項等の電子データについては、福島市役所のホームページからダウンロードしてください。なお、福島市役所の窓口又は郵送等での配付は行いません。

7 質問の受付

(1)受付期間

令和7年3月27日(木)から令和7年4月2日(水)17時(必着)

(2)提出方法

質問書(様式1)により、下記13「事務局」宛に、電子メールにより提出してください。(※電話による質問の受付は行いません。)電子メールで発信した旨を電話で事務局あてお知らせください。また、提出期限までに到着したもののみを有効としますので、ご留意願います。

(3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに令和7年4月7日(月)に掲載します。

8 参加意向申出書の提出

(1)提出期限

令和7年4月11日(金)17時(必着)

(2)提出方法

電子メールにより事務局まで提出してください。(※電話による受付は行いません。)電子メールで発信した旨を電話で事務局あてお知らせください。また、提出期限までに到着した

もののみを有効としますので、ご留意願います。

(3)提出書類

参加意向申出書(様式2)(1部)

(4)その他

- ①参加者は、参加意向申出書(様式2)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(様式5)を提出してください。

9 企画提案書等の提出

(1)提出期限

令和7年4月18日(金)17時(必着)

(2)提出方法

郵送又は持参により事務局まで提出してください(郵送による場合、期限内必着)。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時45分から17時(正午から13時は除く)までです。

(3)企画提案書等

- ①公募型プロポーザル提出書類送付書(様式3)(1部)
- ②業務内容に関する企画提案書(以下「提案書」という。)(任意様式)(7部)
- ③担当者経歴書(様式4又は任意様式)(7部)
- ④見積書(任意様式)(7部)

(4)提案書の内容

提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実、さらにはより効率的に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案としてください。

- ①本業務を実施する上での基本的な考え方、全体スケジュール、実施体制
- ②類似の業務実績
- ③仕様書5(3)を含む実施内容、期待される効果
- ④広報及び集客の方法
- ⑤事業目的達成のための適切な目標値及び事業効果検証方法
- ⑥その他提案事項

(5)提案書作成に係る留意事項

- ①提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上としてください。
- ②提案書は、A4版、10ページ以内(表紙含む)で作成してください。なお、提出する書類の印刷方法(片面・両面)の指定はありません。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1)失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合があります。

- ①提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合

- ②同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ③提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けません。(特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達の記録を有しませんので御注意ください。)
- ④提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤見積書の金額が、上記3に記載した上限額を超過している場合
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑧下記11「プレゼンテーション審査会」当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- ⑨その他本募集要項又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2)辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出してください。

(3)費用負担

提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とします。

(4)その他

- ①提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ②提出された提案書等は、返却しません。
- ③提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがあります。
- ④提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とします。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとします。

11 プレゼンテーション審査会

(1)開催日時 令和7年4月25日(金) 予定

※時間等詳細については、参加意向申出書提出期限後に連絡します。

(2)場所 福島市五老内町3番1号 福島市役所

(3)プレゼンテーションの所要時間 15分間の説明と15分間以内の質疑を実施します。

(4)審査基準等

審査項目		評価の視点	配点
実施体制		業務の背景・目的を理解し、業務全体に対する実施方針や基本的な考えが具体的かつ明確に示され、目的の達成が期待できるか。	20点
		業務に応じた適正な実施体制（責任者、人員配置、役割分担等）となっており、業務を確実に実施できる体制となっているか。	10点
類似の業務実績		類似の業務実績があるか。	10点
企画提案	セミナーの内容	ターゲットのニーズに合った内容で、テレワーク、在宅ワーク等に役立つデジタルスキルが習得できる内容となっているか。	15点
	プログラムの内容	仕様書 5(3)を含む内容で、デジタルスキルの定着や就職や在宅ワーク等の多様な働き方へ繋がる内容となっているか。	15点
	広報及び集客	参加対象者に向けた広報は効果的か。	10点
効果検証		事業目的達成のための目標値設定と達成のための取組、その効果の検証方法は適切であるか。	10点
事業費		提案内容と費用は妥当であるか。	10点
合 計			100点

(5)評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

20点満点	15点満点	10点満点	評価
20	15	10	優れている
16	12	8	やや優れている
12	9	6	普通
8	6	4	やや劣る
4	3	2	劣る

(6)委託候補者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を委託候補者とします。同率の場合は、合計得点の高かった者を委託候補者とします。なお、プレゼンテーション参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

(7)プレゼンテーションに係る留意事項

- ①プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、提案書提出期限後に通知します。
- ②プレゼンテーション参加者が審査会場に入室できる人数は3名までとします。
- ③プレゼンテーションにおいては、提案書の内容及びこれを補完する説明をしていただくこととし、新たな資料の配付は認めません。

- ④プレゼンテーションは、仮に本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うものとします。
- ⑤審査結果については、採用、不採用にかかわらず、後日書面で通知します。

12 契約の締結等

(1)仕様書の協議等

選定した委託候補者と福島市との協議のうえ仕様書を確定し、契約を締結します。

(2)契約金額の決定

契約金額は、上記12(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は予算額を超えないものとします。

(3)その他

委託候補者と福島市との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴収した見積書が上限額(上記3)を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

13 事務局

福島市 商工観光部 産業雇用政策課(担当:木村、小沢)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話:024-515-7746
E-mail:sangyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp